

障害者活躍推進計画

機 関 名	和泊町教育委員会
任命権者	和泊町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
和泊町における障害者雇用に関する課題	和泊町教育委員会においては、令和6年度において、法定雇用率(2.8%)を達成している。 今後も積極的な採用活動を行い、障害者である職員の活躍のために、更なる体制整備や取組が必要であるため、本計画を策定するものである。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率及び雇用障害者数】 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上及び2名 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率: 4.65%及び2名 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として教育委員会事務局長を選任する(令和2年3月19日に選任済)。 ○教育委員会事務局学校教育係を担当者とし、計画の推進に努める。
(2) 人材面	○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について共有を行う研修会を開催する。その際、外部機関の専門家に対し、障害に関する理解促進・啓発のための講義を依頼する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○身体障害等により従来の業務困難となった職員から相談があった場合には、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境	○基礎的環境整備として、平成30年度に完成した新庁舎にエレベーター及び多目的トイレ等を設置した。障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○一般職員の募集と併せて軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○会計年度任用職員等について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、任期終了まで残り2か月となった時点で職務経験の総括的な振り返りを行う(必要に応じ外部の支援機関も交え、面談を実施したり書面を作成する)ことにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、工場研修等の教育訓練を実施する。

(5) その他の人事管理	○月1回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会の開催といった販売の場の提供、障害者就労施設等との人的交流など(具体的には、職場体験や実習の受入、意見交換会や情報連絡会)を実施する。